

子育てへの助成

●母子健康手帳別冊による費用助成

問：健康推進課 住所：大手町1-1(健康センター1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1362 [FAX] 22-1320 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

妊娠さんや赤ちゃんの健やかな成長を応援するために、健診等の費用を助成します。母子健康手帳交付時にお渡しする「母子健康手帳別冊」にそれぞれの受診券（助成券）が入っています。

健診・検査	妊婦健康診査 産婦健康診査 新生児聴覚検査 乳児健康診査	14回分の助成。多胎妊娠の方は7回分を追加交付。 産後2週間頃と産後1か月頃の2回分の助成。 初回検査を助成。 2か月児、8～9か月児の健診の無料券。
対象者	市内に住所がある妊産婦・乳児	

※受診票は、使用時期や金額などに一部制限があり、規定外の検査は自己負担が必要となります。

県内の医療機関で受診する場合と助産所または県外の医療機関で受診する場合とで助成や申請の方法が異なります。

●妊婦歯科健康診査

問：健康推進課 住所：大手町1-1(健康センター1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1362 [FAX] 22-1320 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

むし歯や歯周病が悪化しやすくなる妊娠中に、指定歯科医院にて無料で歯科健康診査を受けられます。母子健康手帳の交付の際に受診票を交付します。市内に住所がある妊婦が対象です。

●未熟児養育医療

問：健康推進課 住所：大手町1-1(健康センター1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1362 [FAX] 22-1320

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

身体の発育が未熟な状況で生まれ、指定医療機関での入院が必要な赤ちゃんに対し、1歳まで医療費の一部を助成する制度です。(世帯の所得税額などに応じた自己負担あり)

対象者	出生直後に次のいずれかに該当するお子さん 1 出生時体重が2,000g以下で医師が入院療育を必要と認めたお子さん 2 生活力が特に薄弱で医師が入院療育を必要と認めた場合
-----	--



▲母子健診検査費用助成

●出産育児一時金

問：健康推進課 住所：大手町1-1(健康センター1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1362 [FAX] 22-1320

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15



▲出産育児一時金

国民健康保険や社会保険に入っている方、もしくはその保険に入っている家族が出産した時の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産むことができるよう設けられた制度です。

※白石市から支給されるのは国民健康保険に加入している方です。国民健康保険以外の方は勤務先の健康保険組合などにお問い合わせください。

対象者	白石市の国民健康保険加入者のうち、妊娠4か月(85日)以上で出産した方 ※1年以上勤務先の健康保険などに加入していた方が、国民健康保険加入後6か月以内に出産したときは、勤務先の健康保険組合等から支給されます。
-----	---

※出産育児一時金の直接支払制度を利用した場合は、医療機関等が被保険者に代わって申請と受取りを直接保険者(白石市国保)と行います。

※支給額など最新の情報は、窓口やホームページ等でご確認ください。

●誕生日祝い金・すくすくベビー券



問：子ども家庭課 住所：大手町1-1(市役所1階) 【地図番号P40C3】

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

☎22-1363 [FAX] 22-1316

誕生日祝い金 ▲
すくすくベビー券

子育ての経済的負担軽減のため、出産された保護者に誕生日祝い金とすくすくベビー券を贈呈します。

対象者	市内に住所がある父または母で、生まれた子どもが白石市に住民登録した方		
取扱店	誕生日祝い金：市内約50店舗、すくすくベビー券：市内9店舗 ※詳細は白石市ホームページでご確認ください。		
贈呈額	子どもの順位	誕生日祝い金(商品券)	すくすくベビー券
	第1子または第2子	10,000円	10,000円
	第3子以降(※1)	20,000円	10,000円

※1 第3子以降：18歳の誕生日後最初の3月31日までの養育している子どものうち3番目



▲取扱店

○児童手当

問：子ども家庭課 住所：大手町1-1(市役所1階) 【地図番号P40C3】

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

☎22-1363 [FAX] 22-1316



▲児童手当

お子さんの健やかな成長のために、中学生までのお子さんを育てている方に児童手当を支給します。

対象者	市内に住所がある、15歳の誕生日後最初の3月31日までの子どもを養育している方	
支給額	3歳未満の子ども	子ども1人当たり月額 15,000円
	3歳以上小学校修了前の子ども	子ども1人当たり月額 10,000円 (第3子以降は 15,000円)
	中学生の子ども	子ども1人当たり月額 10,000円
児童を養育している方の所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律に5,000円を支給します。 第3子以降とは、18歳の誕生日後最初の3月31日までの養育している子どものうち、3番目以降をいいます。		
支給時期	原則、6月、10月、2月に、それぞれの前月までの4か月分を支給	

○子ども医療費助成

問：健康推進課 住所：大手町1-1(健康センター1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1362 [FAX] 22-1320

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15



▲子ども医療費助成

子育て家庭の経済的な負担軽減のため、お子さんが健康保険を使って病院などにかかったとき、医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	市内に住所がある15歳の誕生日後最初の3月31日までのお子さん(所得制限なし)
注意点	宮城県外で受診された場合は、一度医療機関で負担していただき、その後健康センターで手続きしてください。

○就学援助制度

問：学校管理課 住所：大手町1-1(市役所4階) 【地図番号P40C3】

☎22-1342 [FAX] 22-1345

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15



▲就学援助制度

経済的な理由から、お子さんが小学校へ入学するに当たって必要な学用品を購入することが難しい方のために、市が新入学用品費を入学前年度に援助する制度です。

対象者	市内に住所があり、お子さんが翌年度に公立の小学校に入学する予定の方 ※小学校に入学する年の4月1日より前に市外へ転出する見込みの方は対象外
支給時期	小学校に入学する年の2月末頃に支給

○小学校入学祝い金

問：子ども家庭課 住所：大手町1-1(市役所1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1363 [FAX] 22-1316

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15



▲小学校入学祝い金

将来を担う白石市の子どもが本に親しむ機会が増え、国語力、集中力、想像力などの向上につながることを願い、多子世帯への経済的負担を軽減するため、図書カードを保護者に贈呈します。

対象者	1 18歳未満の子どもを3人以上監護する保護者のうち、第3子以降の子が小学校に入学する年の5月1日に白石市に住民登録がある方（所得制限なし） 2 児童福祉法第6条の4に規定する里親のうち、療育している子が小学校に入学する年の5月1日に白石市に住民登録がある方（所得制限なし）
贈呈額	図書カード 30,000円分

○みやぎ子育て支援パスポート



問：宮城県子育て社会推進課

住所：仙台市青葉区本町三丁目8-1(宮城県庁7階)

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

☎022-211-2528 [FAX] 022-211-2591

▲ 公式ホームページ
はこちらから

宮城県の子育て中の家庭の方が、「みやぎっこ応援の店」に登録したお店や企業で買い物などをした時に、登録店が設定したサービスを受けることができる県の事業です。みやぎ子育て支援パスポートサイトから登録をしてご利用ください。登録店は、県ホームページで紹介しています。

○幼児教育・保育の無償化



子育ての経済負担を軽減するため、幼稚園、保育園、認可外保育施設に通うお子さんの保育料や幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、ファミリーサポートセンターなどの利用料が無料(※1)になります。

▲ 幼児教育・保育の無償化

★サービス種別・年齢別の無償化の内容

教育・保育 サービス等の種類	保育の 必要性 (※2)	無償化の対象児童・内容	
		0～2歳児(4月1日時点)	3～5歳児(4月1日時点)
保育園、 認可外保育施設等	必要	市民税非課税世帯のみ 保育料・利用料無料(上限 42,000円)	保育料・利用料無料 (上限 37,000円)
幼稚園	不要	—	保育料無料 (入園料を含めて月額 25,700円まで)
幼稚園の預かり保育	必要	—	保育料無料(原則上限 450円×日数)
障がい児の発達支援	不要	利用料無料	

※1 給食、行事、送迎などの費用は無料になりません。

※2 共働きなどの理由により、保育園などの施設での保育が必要であるとの認定を受けること。

●保育料負担の軽減

問：子ども家庭課 住所：大手町1-1(市役所1階) 【地図番号P40C3】

☎22-1363 FAX 22-1316

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、子どもを産み育て、心やすらかに暮らせるまちづくりを推進するため、保育園に通うお子さんの保育料負担を軽減します。



▲市内保育施設の概要

★負担軽減の種類と概要

番号	負担軽減の種類	対象者、負担軽減の内容
1	第3子以降保育料無料化	対象者：市内に住所があり、保育園などを利用する子どもを養育している方のうち、小学校3年生以下の子さんが3人以上ある場合 ※所得制限あり 負担軽減の内容： 1 市内認可保育園に入所している場合：保育料を免除（小学校就学前の子どものみで3人以上となる場合は申請不要） 2 市内私立認可保育施設に入所している場合：支払った保育料を年2回に分けて助成 3 市内小規模認可保育園に入所している場合：子ども家庭課にご相談ください。
2	きょうだいで保育園を利用する場合	対象者：きょうだいで保育園などを利用する子どもを養育している方 ※所得制限なし 負担軽減の内容：2人目の保育料が半額
3	2人以上お子さんがいる世帯の保育料負担軽減	対象者：市内に住所があり、保育園を利用する子どもを養育している方のうち年収約360万円未満で、園児より年長で就職前のきょうだいがいる世帯 負担軽減の内容：第2子は半額、第3子以降保育料免除
4	ひとり親世帯等の保育料負担軽減	対象者：市内に住所があり、保育園を利用する子どもを養育している方のうち、年収約360万円未満のひとり親世帯など 負担軽減の内容：保育料が基準よりさらに軽減

●子育て支援サービス利用料助成

一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等を利用している子育て世帯の経済的負担軽減のため、サービス利用料を助成します。



▲子育て支援サービス利用料助成

サービス等の種類	対象	助成金額
一時預かり事業（南保育園）	・一時預かりは未就園児対象。ファミサポートは、小学生まで。	お子さん一人当たり 年間最大15,000円
ファミリー・サポート・センター事業		
幼稚園の一時預かり事業	※白石市在住で市税に未納がない方	※幼児教育・保育の無償化が優先されるため対象外となる場合があります。
産後ケア事業		

いろいろな子育て支援



▲ひこうせん

●通所施設「白石市ひこうせん」

問：白石市ひこうせん 住所：字本町27(ふれあいプラザ内) 【地図番号P40C3】

☎・FAX 25-2172 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00

お子さんの発達が心配な方を対象に、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流などの活動をする施設です。歩行が遅い、言葉がなかなか出てこない、友達とうまく遊べないなど、お子さんの発達でお悩みのある方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。児童発達支援と放課後等デイサービスの利用には申請・認定が必要です。

★事業内容

事業名	事業内容	対象者	利用日時
児童発達支援	保護者と一緒に通所し、小集団の活動を通じた日常生活や集団生活の基礎作り。交流保育や保育士との関わりによる療育支援	発達に不安や心配のある未就学児とその親	月～金 9:00～12:30
放課後等デイサービス	授業の終了後や夏休みなどの長期休暇中に行う生活能力向上に必要な訓練、社会との交流の促進など	発達に心配のある小学生	月～金 14:00～17:00
おひさまひろば	子どもの発達に関する相談、親子遊び	発達に不安や心配のある親子	日時は広報しろいしなどでお知らせ

※1 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日時は、祝日・年末年始を除く。

※2 利用時間はお子さんの状況に応じます。

●すこやかファイル

問：学校管理課 住所：大手町1-1(市役所4階) 【地図番号P40C3】

☎22-1342 FAX 22-1345 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

視覚・聴覚・知的・言語・情緒などの障がいや肢体不自由等お子さんの発達が気になるときに、お子さんのプロフィールや療育・教育機関などで受けた支援内容を記録するものです。関係機関に提示することで乳幼児期、学童期、青年・成人期に一貫した支援を受けることができます。

★成長段階別問い合わせ先

	問い合わせ先	電話・FAX
小学校就学前	健康推進課	☎22-1362 FAX 22-1320
小中学(高校)生	青少年相談センター(学校管理課内)	☎22-1342 FAX 22-1345
中学校卒業後	福祉課	☎22-1400 FAX 26-2699